平成２７年（フ）第７２１号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地５　324号棟204号室
債務者　賀来　重行
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２２号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地５　324号棟204号室
債務者　賀来とし子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７１号
名古屋市中村区太閤５丁目11番16号　服部荘西側２階、従前の住所名古屋市中村区太閤３丁目７番54号　重原ビル402号
債務者　石黒　忠司
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４６号
東京都青梅市大門２丁目295番地の12
債務者　飯島　　忠
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８３号
岡山市中区藤崎709番地９ハッピーハイツ操明Ａ103
債務者　柚木　佳織（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８号
熊本県菊池市隈府1753番地２　渕園団地５Ａ棟102号、前住所熊本県菊池市大琳寺142番地１エルフィン205
債務者　渕上美智子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月11日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第４１０号
東京都府中市美好町３丁目53番地の２サンエムハイツ103
債務者　田中　武子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８２９号
神奈川県大和市西鶴間２丁目３番19号　ビレッジハイム２大和101号
債務者　相星　智実
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６０号
横浜市旭区四季美台50番地26　ペルピア鶴ヶ峰第２　106号
債務者　芳野　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８５号
静岡市駿河区南安倍３丁目18番35号、旧住所静岡市駿河区南安倍３丁目20番23号
債務者　國友　礼智
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１２号
静岡市葵区川合１丁目１番７－405号、旧住所静岡市葵区上土１丁目２番25号
債務者　小野田直樹
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１３号
静岡市葵区川合１丁目１番７－405号、旧住所静岡市葵区上土１丁目２番25号
債務者　小野田靖子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４９号
静岡市清水区袖師町480番地
債務者　望月みよ子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３８号
静岡県藤枝市高柳２丁目10番６号　エクセレントフィールド201
債務者　伊藤　眞美
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部